



## 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 香川労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

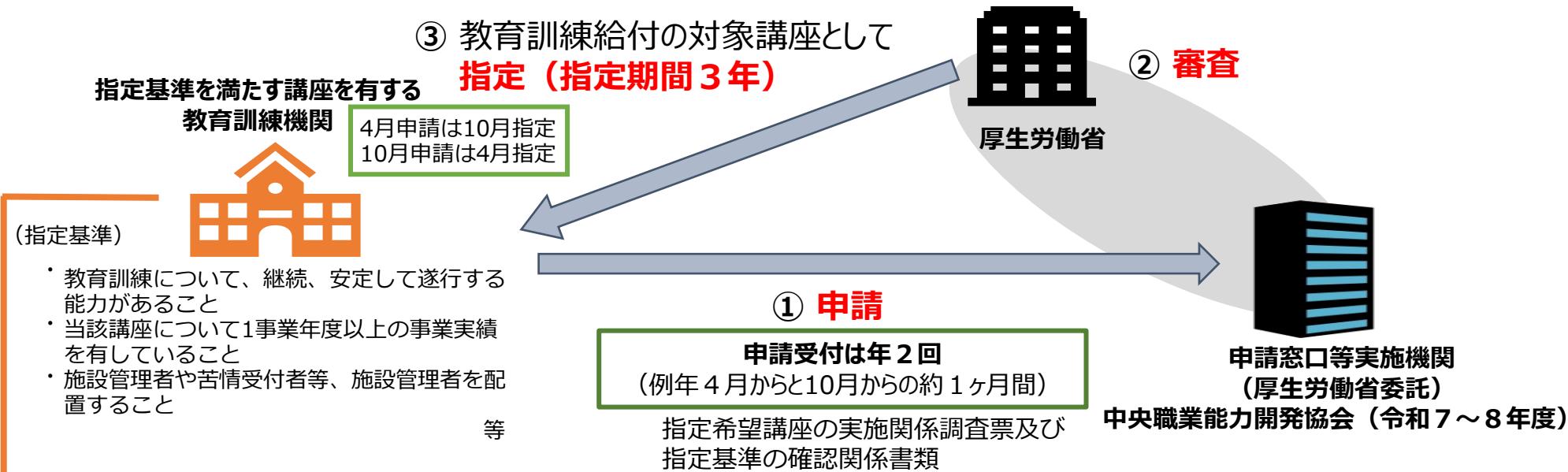
	専門実践教育訓練給付金 <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象>	特定一般教育訓練給付金 <特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象>	一般教育訓練給付金 <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>50%</u> (上限年間<u>40万円</u>) (6か月ごとに支給)</li> <li>追加給付①: 1年内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の<u>20%</u> (上限年間<u>16万円</u>)</li> <li>追加給付②:訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u> (上限年間<u>8万円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>40%</u> (上限<u>20万円</u>)</li> <li>追加給付: 1年内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u> (上限<u>5万円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>20%</u> (上限<u>10万円</u>)</li> </ul>
支給要件	<input type="radio"/> <u>在職者又は離職後1年以内</u> (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 <input type="radio"/> <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u> (初回の場合、専門実践教育訓練給付金は <u>2年以上</u> 、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は <u>1年以上</u> )		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人 (初回受給者数)	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 (4年制課程含む R7.4~)        ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム        ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 (R7.4~)        ④ 大学等の職業実践力育成プログラム        ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程 (ITSSレベル3以上) (※2)        ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</p> <p style="text-align: right;"><small>文部科学省連携</small></p>	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等        ② 一定レベル (ITSSレベル2) の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2)        ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携        ④ 職業能力評価制度の検定 (技能検定又は団体等検定) の合格を目指す課程 (R7.4~)</p>	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの        ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの        (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p>

(注) 講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績(速報値)。(※1) 令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。

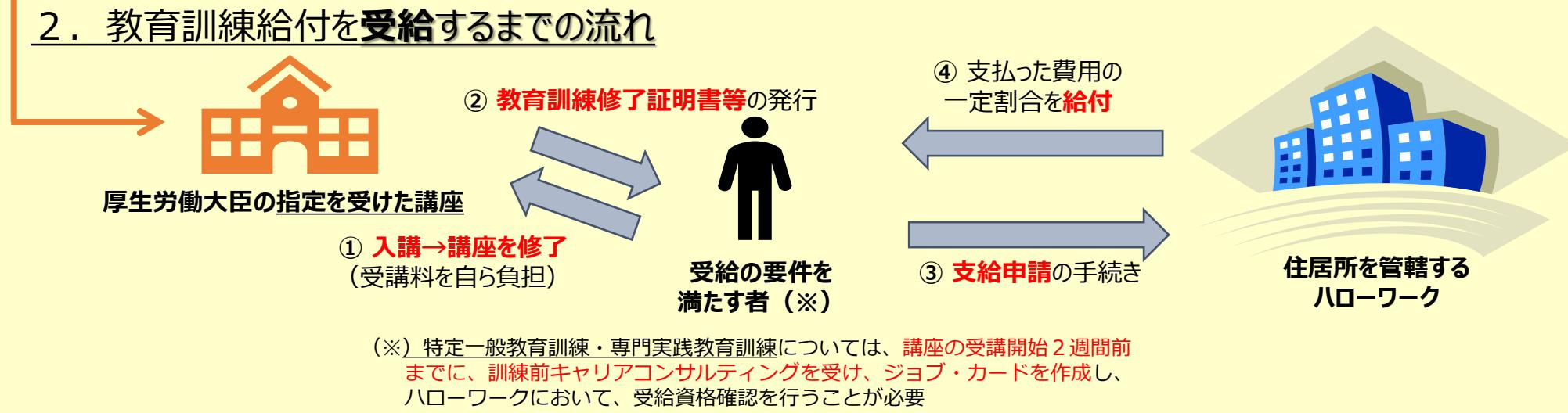
(※2) 令和6年10月1日付け指定から適用。

# 教育訓練給付金の指定申請等の概要

## 1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



## 2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



# 教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

## 輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・  
第二種免許  
中型自動車第一種・  
第二種免許  
大型特殊自動車免許  
準中型自動車第一種免許  
普通自動車第二種免許  
フォークリフト運転技能講習  
けん引免許  
車両系建設機械運転・  
玉掛・小型移動式クレーン・  
高所作業車運転・  
床上操作式クレーン・  
不整地運搬車運転技能講習  
移動式クレーン運転士免許  
クレーン・デリック運転士免許  
一等無人航空機操縦士

## 情報関係

第四次産業革命スキル  
習得講座  
ITSSレベル3以上の資格取得  
を目指す講座  
(シスコ技術者認定資格等)  
ITSSレベル2の資格取得を目  
指す講座  
(基本情報技術者試験等)  
ITパスポート  
Webクリエイター能力認定試験  
Illustratorクリエイター  
能力認定試験  
CAD利用技術者試験

### 専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%（年間上限64万円）  
を受講者に支給（※1）

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給  
※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

### 特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%（上限25万円）  
を受講者に支給（※2）

### 一般教育訓練給付金

受講費用の20%（上限10万円）  
を受講者に支給

## 専門的サービス関係

### キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験  
ファイナンシャル・プランニング技  
能検定試験  
行政書士、税理士  
通関士、マンション管理士試験  
司法書士、弁理士  
気象予報士試験  
土地家屋調査士

中小企業診断士試験  
司書・司書補  
産業カウンセラー試験  
公認内部監査人認定試験

## 事務関係

### 登録日本語教員

Microsoft Office Specialist 365  
VBAエキスパート  
簿記検定試験（日商簿記）  
日本語教員、IELTS  
日本語教育能力検定試験  
実用英語技能検定（英検）  
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT  
中国語検定試験  
HSK漢語水平考試  
「ハングル」能力検定  
建設業経理検定

## 医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務  
者研修を含む）  
社会福祉士  
保育士  
看護師、准看護師、助産師  
精神保健福祉士、はり師  
柔道整復師、歯科衛生士  
歯科技工士、理学療法士  
作業療法士、言語聴覚士  
栄養士、管理栄養士  
保健師、美容師、理容師  
あん摩マッサージ指圧師  
きゅう師、臨床工学技士  
視能訓練士  
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修  
介護支援専門員実務研修  
介護職員初任者研修  
特定行為研修  
喀痰吸引等研修  
福祉用具専門相談員  
登録販売者  
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験  
医療事務認定実務者  
(R) 試験  
調剤薬局事務検定試験  
健康管理士一般指導員  
資格認定試験  
メンタルヘルス・マネジメント  
検定試験

## 営業・販売関係

### 調理師

宅地建物取引士資格試験  
インテリアコーディネーター  
パーソナルカラリスト検定  
ソムリエ呼称資格認定試験  
国内旅行業務取扱  
管理者試験

## 技術関係

測量士補、電気工事士  
航空運航整備士  
自動車整備士  
海技士

電気主任技術者試験  
建築士  
技術士  
土木施工管理技術検定  
建築施工管理技術検定  
管工事施工管理技術検定  
電気通信工事担任者試験

## 製造関係

### 製菓衛生師

パン製造技能検定試験

## 大学・専門学校等の 講座関係

### 職業実践専門課程

（商業実務、文化、工業、衛生、  
動物、情報、デザイン、自動車整備、  
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・  
家政、医療、経理、簿記、電気・電  
子、ビジネス、社会福祉、農業な  
ど）

### 職業実践力育成プログラム

（保健、社会科学、工学・工業な  
ど）

### キャリア形成促進プログラ ム（医療、文化教養、商業実務 関係）

### 専門職学位

（ビジネス・MOT、教職大学院、法  
科大学院など）

### 短時間の職業実践力育成 プログラム（人文科学・人文）

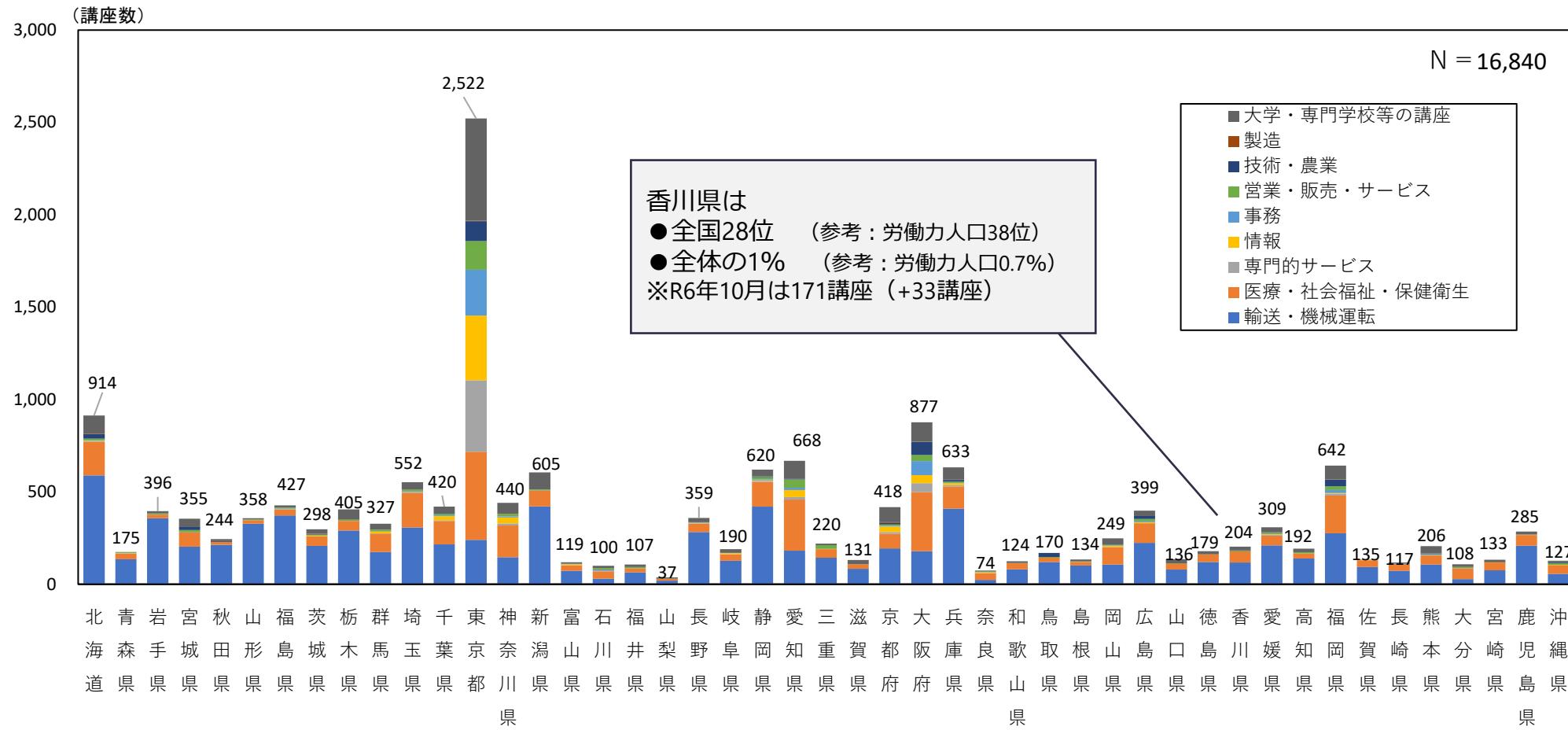
### 短時間のキャリア形成促進 プログラム（文化教養関係）

### 修士・博士

履修証明  
科目等履修生

# 指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和7年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にはばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2500講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。
- 分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

# 香川県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和7年10月1日時点）

		全国				香川県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2641	—	205	2436	41	—	5	36
	中型自動車第一種免許	1887	—	110	1777	25	—	0	25
	準中型自動車第一種免許	926	—	61	865	10	—	0	10
	大型特殊自動車免許	704	—	35	669	2	—	0	2
	大型自動車第二種免許	631	—	59	572	8	—	0	8
	フォークリフト運転技能講習	317	—	6	311	1	—	0	1
	けん引免許	387	—	19	368	1	—	0	1
	無人航空機操縦士	299	—	28	271	19	—	0	19
	その他	856	—	48	808	10	—	0	10
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	—	6	0	—	—	0	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1332	288	15	1029	18	4	0	14
	介護支援専門員	309	—	254	55	10	—	10	0
	喀痰吸引等研修修了	74	—	24	50	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	288	—	79	209	3	—	0	3
	看護師	349	328	0	21	6	6	0	0
	特定行為研修	380	—	131	249	0	—	0	0
	社会福祉士	173	137	6	30	7	2	0	5
	保育士	123	111	2	10	2	2	0	0
	精神保健福祉士	119	96	0	23	5	5	0	0
	歯科衛生士	123	119	0	4	2	2	0	0
	その他	596	452	8	136	7	7	0	0
専門的サービス関係	税理士	202	—	0	202	0	—	0	0
	社会保険労務士試験	110	—	2	108	0	—	0	0
	行政書士	40	—	0	40	0	—	0	0
	その他	174	22	0	152	0	0	0	0
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	—	—	75	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	20	—	—	20	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	45	—	—	45	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	301	301	—	—	0	0	—	—
	その他	149	13	10	126	0	0	0	0

新たに指定

# 香川県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和7年10月1日時点）

○

		全国				香川県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
事務関係	TOEIC	140	—	—	140	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	67	—	—	67	0	—	—	0
	中国語検定試験	30	—	—	30	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	登録日本語教員	31	—	26	5	0	—	0	0
	日本語教員	28	—	—	28	0	—	—	0
	その他	98	—	—	98	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	105	—	4	101	0	—	0	0
	その他	386	317	0	69	5	5	0	0
製造関係	計	31	11	0	20	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	68	1	0	67	0	0	0	0
	建築施工管理技術検定	56	—	0	56	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	167	31	3	133	2	0	0	2
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	761	—	—	761	4	—	—	4
	キャリア形成促進プログラム	7	6	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	688	688	—	—	14	14	—	—
	職業実践力育成プログラム	283	231	52	—	1	1	0	—
	専門職大学院	144	142	—	2	1	1	—	0
	科目等履修生	14	—	—	14	0	—	—	0
	履修証明	35	—	—	35	0	—	—	0
	その他	6	6	0	—	0	0	0	—

# 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和5年度）

- 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万6千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約16%となっている。

- 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2023年度） 受給者数：香川県は全国32位 全体の0.7% (参考：労働力人口 38位 0.7%)

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,209	3,238	392,432	3,697	139,152	25	滋賀県	316	764	104,497	837	27,486
2	青森県	247	683	79,347	665	23,449	26	京都府	723	1,805	293,740	1,535	60,831
3	岩手県	247	641	60,251	923	31,537	27	大阪府	3,056	8,399	1,259,829	5,984	241,852
4	宮城県	432	1,115	167,798	1,304	52,324	28	兵庫県	1,713	4,503	636,234	4,171	135,310
5	秋田県	162	378	37,246	527	13,995	29	奈良県	367	921	122,929	716	28,751
6	山形県	148	376	47,405	656	23,747	30	和歌山県	157	377	40,684	529	19,134
7	福島県	241	681	82,680	937	36,661	31	鳥取県	94	284	39,374	302	9,394
8	茨城県	630	1,895	240,124	1,388	52,258	32	島根県	135	396	50,727	379	11,579
9	栃木県	425	1,146	148,017	1,165	37,965	33	岡山県	381	980	110,327	1,176	44,083
10	群馬県	534	1,574	202,159	1,044	35,954	34	広島県	647	1,978	237,011	1,884	73,878
11	埼玉県	2,338	6,410	1,001,460	4,826	193,010	35	山口県	255	682	68,541	704	24,943
12	千葉県	1,741	4,500	706,378	3,827	161,736	36	徳島県	162	398	43,985	424	14,566
13	東京都	6,523	18,023	3,246,139	11,719	630,069	37	香川県	292	919	126,871	540	18,119
14	神奈川県	3,614	9,095	1,382,070	6,282	279,383	38	愛媛県	384	1,011	109,775	706	27,216
15	新潟県	316	907	127,310	1,575	60,746	39	高知県	128	462	74,905	379	14,416
16	富山県	145	325	35,014	449	14,188	40	福岡県	1,726	4,875	677,182	2,894	119,539
17	石川県	229	553	65,059	518	20,671	41	佐賀県	296	1,136	131,203	370	13,772
18	福井県	176	387	31,251	519	18,163	42	長崎県	268	758	88,021	410	13,490
19	山梨県	136	360	39,447	282	7,034	43	熊本県	405	1,284	156,232	1,027	36,545
20	長野県	395	925	96,534	1,206	37,675	44	大分県	278	816	101,790	454	13,937
21	岐阜県	339	934	126,881	1,083	37,188	45	宮崎県	254	916	109,962	443	13,339
22	静岡県	859	2,056	236,155	2,203	77,941	46	鹿児島県	405	1,176	148,990	767	27,678
23	愛知県	1,873	5,077	759,192	4,832	183,360	47	沖縄県	529	1,626	231,233	538	21,427
24	三重県	394	1,041	127,708	1,131	39,900	全国計		36,324	98,786	14,380,409	79,927	3,217,444

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2023年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2023年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

# 令和6年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた 対応方針と取組について

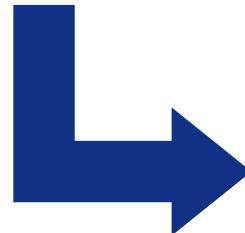
## 令和6年度香川地域職業能力開発促進協議会

### 【協議会委員の主な意見】

- ・引き続き、一般教育訓練給付から特定一般教育訓練給付への切り替え勧奨をすべき。
- ・教育訓練給付制度について、もっと周知すべき。

### 【労働局の対応方針】

- ・教育訓練実施機関に対して制度周知を図り、一般教育訓練給付から特定一般教育訓練給付への切り替えを促す。
- ・SNSの活用や、イベントにて教育訓練給付制度のリーフレットを配布することにより周知を行う。



### 具体的な取組（令和7年度）

- ・一般教育訓練の指定を受けている**介護関係講座（介護福祉士実務者研修や介護支援専門員研修）の実施機関（5機関）**に対し、リーフレット等を送付し、特定一般の制度周知及び一般から特定一般への切り替え勧奨を行った。
- ・労働局インスタグラムでの配信や、子育て世帯向けイベントにブースを出展しリーフレット配布を実施。

# リ・スキリング等教育訓練支援融資および教育訓練休暇給付金について

○令和7年10月に求職者支援制度が改正され、雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない者に対して、再就職やスキルアップを支援するため教育訓練費用および教育訓練受講中の生活費を融資する制度「リ・スキリング等教育訓練支援融資」を創設。

## リ・スキリング等教育訓練支援融資事業（概要）

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者（雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない、労働の意思と能力がある等）であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者</li><li>・融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が66歳未満で、最終返済時の年齢が76歳未満である者</li><li>・キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成している者</li></ul>
融資内容	<p>以下を対象に最大2年間分とする（年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練費用（入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品代等）の貸付上限：年間120万円</li><li>・生活費用の貸付上限：10万円×受講予定訓練月数</li></ul> <p>貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む） 担保・保証人：不要（労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要） 返済方法：訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済。元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済。 返済免除：以下の要件を満たした場合、債務残高の一部（残債務の30%または50%）の返済を免除。<ul style="list-style-type: none"><li>・融資申込時点での本人の年収が500万円未満</li><li>・教育訓練給付金の指定講座または求職者支援訓練、公共職業訓練を修了</li><li>・訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること</li><li>・訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること</li></ul></p>
融資対象 教育訓練	次の教育訓練を対象とする（訓練期間1ヶ月以上4年以内のもの）。 <ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練</li><li>・厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練</li><li>・求職者支援訓練または公共職業訓練</li></ul>

○雇用保険の一般被保険者（在職中の方）に対しては、離職することなくスキルアップやリ・スキリングに専念することができるよう訓練・休暇期間中の生活費を保障する「教育訓練休暇給付金」を創設。

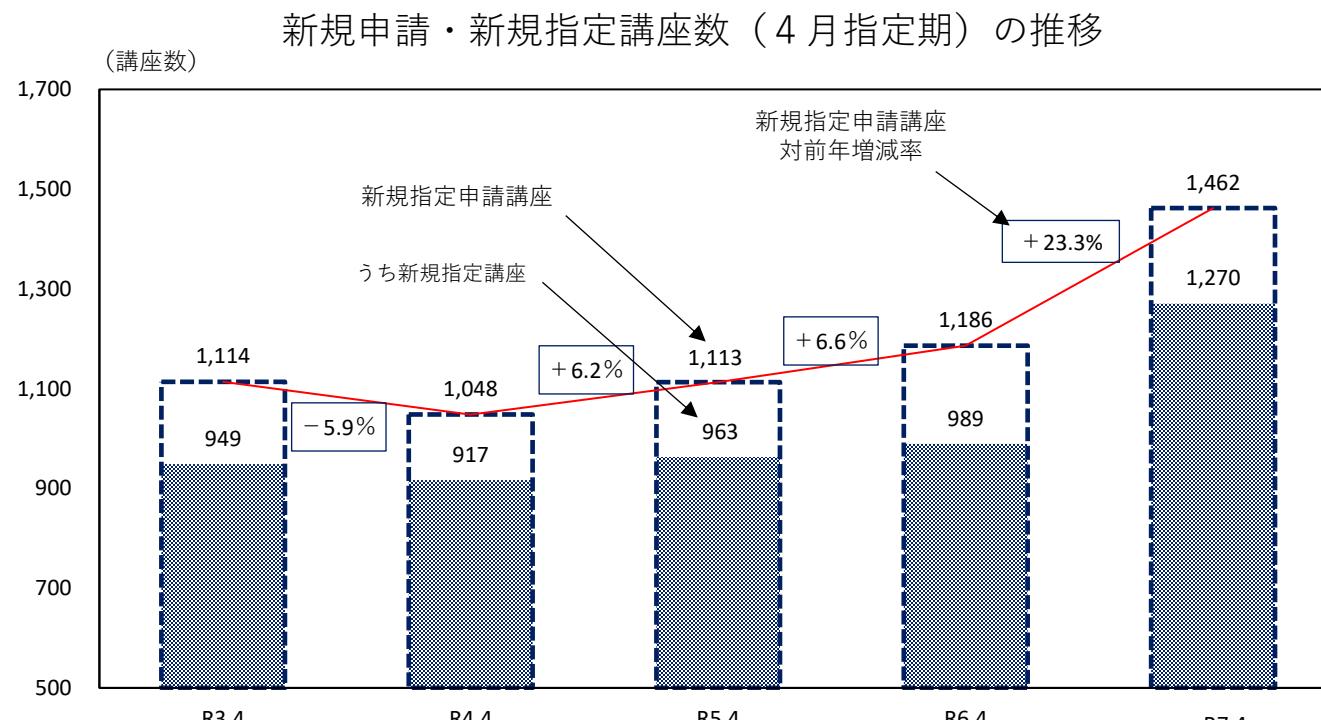
## 教育訓練休暇給付金（概要）

対象者	雇用保険の一般被保険者（在職中の方） (休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること、休暇開始前に5年以上雇用保険に加入していた期間があること)
支給対象 休暇	<ul style="list-style-type: none"><li>・就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇</li><li>・労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する30日以上連続した無給の休暇</li></ul>
支給内容	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごとに、ハローワークで認定を受けた後に支給 給付額：離職した場合の基本手当（失業手当）と同じ日額 給付日数：雇用保険の被保険者であった期間に応じて、最大150日
支給対象 教育訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校または各種学校が提供する教育訓練</li><li>・厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練</li><li>・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの</li></ul>

(参考資料)

# 新規指定申請講座数・新規指定講座数の推移

- 令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（令和6年2～3月）以降、協議事項に「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を追加。以降、地域職業能力開発促進協議会の議論の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等を対象に指定講座の拡大を図るため、令和6年10月申請期に向けて講座指定申請勧奨や制度周知を実施。  
※講座指定申請は年2回（4月及び10月）。10月申請は翌年4月指定、4月申請は10月指定。
- 令和7年4月指定期の新規指定申請講座数及び新規指定講座数を見ると過去5年間で最大となっている。



(指定講座全体数)

	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
指定講座数 (4. 1時点)	14,060	14,562	14,997	15,722	16,577

# 令和6年10月申請に向けた都道府県労働局及び本省による指定申請勧奨の取組

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省において、教育訓練施設や業界団体の訪問や、SNS等を通じ、講座指定申請勧奨を実施

## ＜都道府県労働局による取組＞

### ➤ 労働局職員が訪問等により講座指定申請勧奨を行った訓練施設等 ※一部重複あり

- ・専門学校等 14局

【岩手、秋田、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、山口、高知、福岡、佐賀、大分】

- ・指定自動車教習所 12局

【青森、千葉、山梨、長野、滋賀、奈良、広島、山口、香川、愛媛、福岡、長崎】

- ・デジタル関係 9局 【岩手、山形、新潟、石川、福井、三重、鳥取、山口、長崎】

- ・大学関係 9局 【山形、福島、石川、岐阜、静岡、滋賀、高知、佐賀、長崎】

- ・介護関係 7局 【宮城、山梨、長野、滋賀、山口、徳島、香川】

- ・看護・医療関係 3局 【青森、秋田、山口】

- ・無人航空機操縦士（ドローン）3局 【岩手、長野、佐賀】

※その他にハロートレーニング実施施設、日本語教員養成機関、技能講習関係 等

### ➤ その他

・労働局に来訪する教育訓練施設等への制度周知

・地域協議会構成員を通じた制度周知

・経営者団体を通じた制度周知

・労働局のHPやSNSによる制度周知

## ＜厚生労働省本省による取組＞

### ➤ 業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

- ・指定自動車教習所（約1,300校）

- ・（建設車両関係）登録教習機関（約200機関）

- ・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）

- ・介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）

- ・無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校）

＜国交省と連携＞

- ・大学等（約1,200校） ＜文科省と連携＞

等

### ➤ 関係省庁や業界団体主催の会議等

- ・大学等向けリカレント教育説明会（約300校）

＜文科省と連携＞

- ・マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込）

＜経産省と連携＞

- ・日本語教員養成機関向け説明会（約550機関）

＜文科省と連携＞

- ・（一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

### ➤ その他

講座指定のメリットを強調したリーフレットや、申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用し、SNS等による周知広報を令和6年8～9月にかけて集中的に実施（参考：X閲覧数約10万件 ※令和6年9月3日時点）

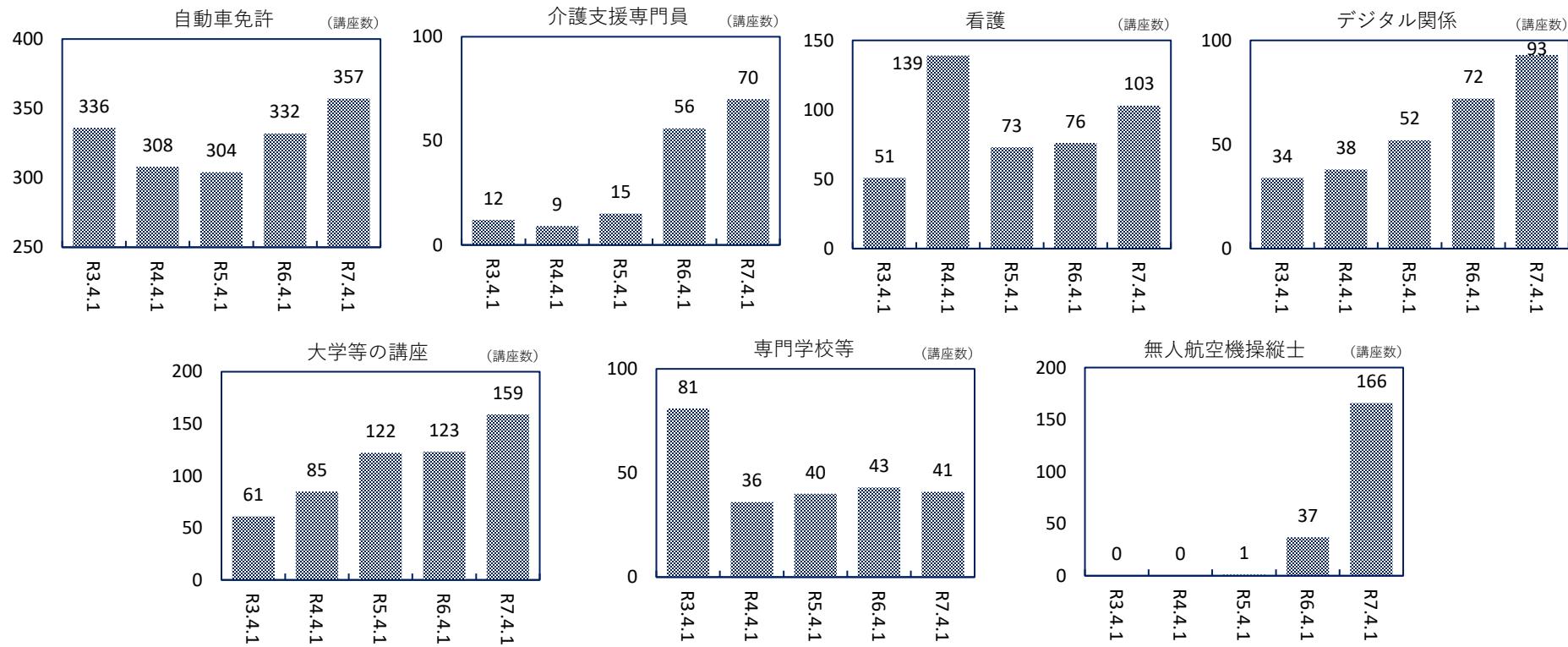
# 地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組と成果

## 都道府県労働局における講座指定申請勧奨の取組と成果（例）

労働局	成果のあつた分野	労働局の取組	令和7年4月指定期における取組の成果
広島	自動車教習所	労働局職員が広島県指定自動車学校協会を訪問し、教育訓練給付金制度と県内自動車教習所の講座指定状況の説明及び傘下会員の自動車教習所への講座指定申請勧奨の依頼を実施。また、県内自動車教習所3校を訪問の上、制度説明を及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定講座が一部の教習講習のみであった2校 ⇒ うち1校は<u>特定一般教育訓練で5講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。もう一校は、<u>一般教育訓練で7講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</li><li>・指定講座が無かった1校 ⇒ 今後の講座指定申請を検討。</li></ul>
山口	専門学校	教育訓練給付金の講座指定を受けている講座が「運輸・機械運転」関連に偏っている状況を踏まえ、労働局職員が教育訓練給付金の講座指定を受けたことがない専門学校2校（IT・医療事務関係、リハビリテーション関係）を訪問し、制度説明及び講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・IT・医療事務関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</li><li>・リハビリテーション関係の専門学校 ⇒ <u>専門実践教育訓練で3講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</li></ul>
高知	大学院	労使団体から、各種職業資格や短大卒業資格の取得を訓練目標とする講座の拡大要望があったことを受け、労働局から県内大学・短大・高等専門学校及び専修学校（全28校）に対して、リーフレット及び講座指定申請手続案内を同封した事務連絡文書による講座指定申請勧奨を実施（R 6.8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知大学大学院の「ヘルスケアイノベーションコース」が<u>職業実践力育成プログラムの認定を受けるとともに、専門実践教育訓練で講座指定申請を行い新規指定</u>された。</li></ul>
佐賀	無人航空機操縦士	ドローン講習は、遠隔地への物資の輸送、ダム等山奥での建設物の測量、農薬散布など潜在的ニーズが見込めるのではないかという発言があったことを受け、労働局から無人航空機操縦士の教習機関5校に対してリーフレット送付による制度周知、講座指定申請勧奨を実施（R 6.9）	<ul style="list-style-type: none"><li>・無人航空機操縦士の教習機関のうち1機関 ⇒ <u>一般教育訓練で2講座の講座指定申請を行い新規指定</u>された。</li></ul>
長崎	自動車教習所	安定部長、訓練課長が長崎県指定自動車学校協会を訪問し、制度周知のリーフレット及び自動車教習所の教習の種別毎の講座指定状況を示しながら、制度説明及び加盟教習所への周知依頼を実施（R 6.7） ※本依頼を受け、同協会は県南地域、県北地域で開催した校長会議で制度周知を実施。	自動車教習所 ⇒ <u>特定一般教育訓練で12講座、一般教育訓練で1講座の講座指定申請を行い新規指定</u> された。

# 指定申請勧奨に取り組んだ主な分野に係る指定講座の状況（令和7年4月1日時点）

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省が講座指定申請勧奨に取り組んだ主な分野について、各年度4月1日付けの新規指定講座数をみると、令和6年4月1日から令和7年4月1日にかけ、大半の分野や勧奨先において、増加する結果となった。



(各分野指定講座全体数)

	自動車免許	介護支援専門員	看護関係	デジタル	大学等	専門学校等	無人航空機操縦士
指定講座数 (R 7. 4. 1 時点)	7,601	260	749	558	1,085	690	253